

平成25年2月1日保険始期日以降のご契約

アクサダイレクト総合自動車保険 改定のご案内

平素よりアクサダイレクト総合自動車保険につきまして格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、保険始期日が平成25年2月1日以降となるご契約について、「アクサダイレクト総合自動車保険」の改定を行います。
以下の改定内容について、十分ご確認くださいませようお願い申し上げます。

◎ご契約者様へ

保険始期日が平成25年2月1日以降となるご契約より、「搭乗者傷害保険」の付帯につきまして、お客様のニーズに合わせてお選びいただけるようになります。(下記「1.「搭乗者傷害保険」を任意にご付帯いただくことができるようになります。」をご覧ください。)
ご契約の継続にあたって「搭乗者傷害保険」を付帯しないご加入パターンをお選びの場合、アクサ安心プラスも付帯できなくなりますのでご注意ください。詳しくは重要事項説明書または当社ホームページをご覧ください。お問い合わせは当社カスタマーサービスセンター(0120-193-877)までご連絡ください。

◎新規のお申込みをご検討のお客様へ

保険始期日が平成25年2月1日以降のお客様におきましては、お見積りの時期によって改定前の補償内容をご案内している場合がございますので、「お申込書」や「重要事項説明書」などを十分ご確認くださいませようお願いいたします。お申込みや商品改定についてのお問い合わせは当社カスタマーサービスセンター(0120-577-544)までご連絡ください。

1. 「搭乗者傷害保険」を任意にご付帯いただくことができます。

アクサダイレクト総合自動車保険のご契約に際して、セットされている基本補償が変更になります。
「搭乗者傷害保険」は任意付帯が可能となり、「搭乗者傷害保険」と「人身傷害補償特約」のいずれか、または両方をお客様のニーズに合わせてお選びいただくことができます。

改定前(保険始期日 平成25年1月31日以前)		改定後(保険始期日 平成25年2月1日以降)
基本補償	自動セット	<ul style="list-style-type: none"> ● 対人賠償保険 ● 対物賠償保険 ● 自損事故保険 (人身傷害補償特約が付帯される場合は適用されません。) ● 無保険車傷害保険 ● 搭乗者傷害保険
	任意セット	<ul style="list-style-type: none"> ● 車両保険(身の回り品保険付き)
		<ul style="list-style-type: none"> ● 対人賠償保険 ● 対物賠償保険 ● 自損事故保険 (人身傷害補償特約が付帯される場合は適用されません。) ● 無保険車傷害保険 ● 下記のいずれかをお客様のニーズに合わせて選択 ① 人身傷害補償特約+搭乗者傷害保険 ② 人身傷害補償特約のみ ③ 搭乗者傷害保険のみ ※ 右ページをご覧ください。 ● 車両保険(身の回り品保険付き)

2. 「地震・噴火・津波危険『車両全損時一時金』特約」の発売

地震・噴火・それらによる津波によってご契約の自動車に損害が生じ、全損^(※1)となった場合に、記名被保険者^(※2)が中古車購入等生活再建のために臨時に必要とする費用に対し、50万円^(※3)を「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金」としてお支払いします。

(※1) 全損とは、車両保険および車両全損時臨時費用補償特約(5%)における全損とは異なり、この特約の約款に定める基準に該当した場合をいいます。詳しくは「地震等車両全損特約のしおり」をご覧ください。

(※2) 記名被保険者とは、保険証券などに記載の被保険者をいい、ご契約の自動車を主に運転される方をいいます。

(※3) 車両保険の保険金額が50万円未満の場合は、車両保険金額と同額をお支払いします。

(注1) この特約は、車両保険(一般車両保険または「車対車+A」車両保険)を付帯している場合にセットすることができます。

(注2) 車両保険では、地震、噴火、それらによる津波によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

(注3) 「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金」をお支払いした場合であっても、当社はご契約の自動車の所有権を取得せず、廃車や撤去等に要する費用を負担しません。

(注4) 大規模地震対策特別措置法に基づき警戒宣言が発せられた場合など、引受を制限させていただくことがあります。

詳しくは、「地震等車両全損特約のしおり」、重要事項説明書をご覧ください。

★人身傷害補償特約と搭乗者傷害保険の違いについて

人身傷害補償特約は、ご契約の自動車に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合に、支出した治療費や死傷された方の収入、年齢、扶養家族の有無等に応じて当社が定めた損害額基準にしたがって、過失割合にかかわらずご契約の保険金額を限度に補償するものです。なお、記名被保険者(保険証券などに記載の補償の対象となる方をいいます。)とご家族については、ご契約の自動車に搭乗していないとき(歩行中など)の自動車との事故でも保険金をお支払いします。
搭乗者傷害保険は、ご契約の自動車に搭乗中の方が自動車事故で死傷された場合に、ご契約時に約定した定額の死亡保険金、後遺障害保険金、医療保険金をお支払いするものです。
一例として、下表をご参考にしてください。

こんなときは?...	人身傷害補償特約	搭乗者傷害保険
ご契約の自動車に乗っているときの事故でケガをし、入院・手術が必要に。	治療費や手術の費用など、実際にかかった損害を保険金額の範囲で補償します。また、精神的損害(慰謝料)も補償します。	実際にかかった損害にかかわらず、治療日数が4日以内の場合は1万円を、5日以上の場合はケガの部位・症状に応じて5万円~100万円の定額をお支払いします。
家族が自転車に乗っていて、自動車との事故に遭ってしまった。	ご契約の自動車に搭乗中の事故と同様に補償します。 ※「人身傷害補償に関する被保険自動車搭乗中のみ補償特約」を付帯している場合は補償の対象となりません。	ご契約の自動車に搭乗中ではないため、補償されません。

(注)「人身傷害補償に関する被保険自動車搭乗中のみ補償特約」を付帯した場合は、保険料をお安くすることができます。ただし、ご契約の自動車に搭乗中の事故に限定され、歩行中や自転車に乗っているときなどの自動車との事故が補償されなくなります。お客様のニーズに合わせてお選びください。

★人身傷害補償特約と搭乗者傷害保険のご加入パターンについて

人身傷害補償特約と搭乗者傷害保険のご加入パターンは、以下の3つからお客様のニーズに合わせてお選びいただけます。

	人身傷害補償特約			搭乗者傷害保険		
	入院・通院	後遺障害	死亡	入院・通院	後遺障害	死亡
支払われる保険金の種類	● 治療費 ● 休業損害 ● 精神的損害(慰謝料) など ※当社が定めた損害額基準に応じて	● 逸失利益 ● 精神的損害(慰謝料) ● 将来の介護料 など ※当社が定めた損害額基準に応じて	● 逸失利益 ● 精神的損害(慰謝料) ● 葬儀費 など ※当社が定めた損害額基準に応じて	● 医療保険金 ※治療日数4日以下: 1万円 治療日数5日以上: 5~100万円 ※「部位・症状別医療保険金支払額表」は約款にてご確認ください。	● 後遺障害保険金 ※保険金額の4~100% ● 重度後遺障害特別保険金 ※保険金額の10%(100万円限度) ● 重度後遺障害介護費用保険金 ※後遺障害保険金の50%(500万円限度)	● 死亡保険金 ※保険金額の全額
加入パターン						
人身傷害補償特約 + 搭乗者傷害保険	○	○	○	○	○	○
人身傷害補償特約のみ	○	○	○	—	—	—
搭乗者傷害保険のみ	—	—	—	○	○	○

このご案内は改定の概要をご説明したものです。詳細については「重要事項説明書」、「普通保険約款/特約」をご確認ください。

改定に関するご質問・お問い合わせ等は、当社カスタマーサービスセンターにて承ります。

ご契約者様専用	☎0120-193-877	受付時間: 月~金(祝日含む) 9:00~22:00 土日 9:00~17:00
新規のお客様専用	☎0120-577-544	受付時間: 月~日(祝日含む) 9:00~22:00